令和2年度第3次補正予算案について

令和2年12月 消費者庁

デジタル化が急速に進展している中で、日本経済の回復・好循環実現に向け、全ての消費者の保護の強化や、多様な選択ニーズに対応する取引環境の整備等、安全・安心な消費生活を実現するため、令和2年度第3次補正予算として19.6億円を計上する。

本補正予算の事業は、令和3年度当初予算と一体として、いわゆる「15 か 月予算」の考えの下、推進するものとする。

〇地方消費者行政強化交付金

6.0 億円

新型コロナウイルス感染症や災害発生時においても消費者の安全・安心が確保できるよう、消費生活相談や高齢者等の見守り体制の維持・拡充を図るため、情報化や、自治体間連携を通じた地域の消費生活相談体制の強化を支援する。また、現場の相談員のメンタルケアや研修、地域における価格監視等の取組等を支援する。

〇(独)国民生活センター運営費交付金

8.8億円

職場外から全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に接続しテレワークを行うなど相談業務が継続できる環境を整備するとともに、「新しい生活様式」やデジタル社会に対応した消費生活相談業務への刷新(DX)に関する取組を推進する。

また、海外事業者等とのインターネット取引トラブルなど、国民生活センター越境消費者センター(CCJ)に寄せられる相談件数の増加に十分に対応するため、同センターの相談・あっせん機能の強化を図る。

〇ポストコロナ社会に対応した消費者向け啓発教材の開発・情報発信

2.3億円

ポストコロナ社会における消費生活の在り方の急激な変化に即し、特に対応が必要な若年者などを中心に、消費者への効果的な普及啓発を効果的に実施するため、デジタル啓発ツールの開発を行うとともに、同ツールの活用の場の構築及びコンテンツを基にした情報発信を行う。

○食品表示のデジタルツールの活用・インターネット販売への対応事業

0.7億円

安全性に係る表示の見落としを防ぎ、消費者の知りたい情報を分かりやすく伝えるため、デジタルツールによる食品表示を検討する実証事業等を実施する。また、消費者の食品の選択の機会を確保し、食品事故の発生を防ぐため、ECの食品表示を検討する。

<u>○食物アレルギー表示制度の検証推進事業</u> 0.5億円

食物アレルギーをもつ消費者の安全・安心の確保のため、適切なアレルギー表示対象品目の追加に向けて、公定検査法の開発を進めるとともに、臨床学的及び植物分類学的な視点から交差反応性等に関する調査等、科学的検証に必要な事業を推進する。

○デジタルフォレンジック調査事業 0.3億円

購入者等の利益の保護を達成するため、特定商取引法及び預託法に基づく 行政処分等の法執行をより円滑に行う観点から、調査対象事業者の電磁的記録データを解析・復元・取得等するための新たな手法(デジタルフォレンジック)を導入する。

OAI によるインターネット上の不当表示監視事業 0.2 億円

新型コロナウイルス感染症拡大に乗じ、インターネット上の広告において、同ウイルスに対する予防効果を標ぼうする不当表示事案が多数確認されている一方、目視による監視・処理には限界もある。そのため、インターネット上の表示監視について、AIを活用し、より多くの案件をより迅速に処理できるようにする。

〇消費者庁全体管理組織 (PMO) の支援業務 0.8 億円

政府のデジタル・ガバメント実行計画及び消費者庁デジタル・ガバメント 中長期計画に基づき、現行消費者庁 LAN の課題を整理する。